

2025 年度 子ども支援助成金給付

【申請書】

1. 対象者

- 栃木県内に、本事業所(本拠地)が所在する団体
- 栃木県内で、青少年等の健全育成や経済的に困窮するひとり親家庭等に対する支援活動を行っている法人格を有する団体・事業社（法人格の無い団体・個人事業は対象外）
- 一般社団法人及び一般財団法人においては、非営利性が徹底された法人

2. 選考

- 当財団選考委員会による、申請書類審査及び申請団体の代表者との面接により選考する。(選考結果は、財団ホームページ掲載にて発表)

3. 誓約事項

- 【実績の報告】 助成金の給付を受けた対象事業が完了したとき、または、給付を受けてから約 1 年後には、その事業の結果を報告する。
- 【事業変更の承認申請】 助成金の対象となった事業を変更することとなった場合は、変更承認申請書を提出し、当財団の理事会の承認を受ける。
- 【前述の助成金の返還】 事業変更の承認があった場合を除き、次の各号の一つに該当する場合には、助成金の全部又は一部の返還を請求する場合がある。
 - ① 申請書に記載された事業を実施しなかったとき
 - ② 助成金を使途目的以外に使用したとき
 - ③ 申請書の内容に虚偽の記載が認められたとき
 - ④ 事業を継続する見込みがなくなったとき
 - ⑤ 法令違反等、助成対象者として適当でない事実があったとき
 - ⑥ 前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき
- 【権利の帰属】 助成金の対象となった事業に関わる権利は、当該事業を実施した団体に帰属するものとする。ただし、特許権等を取得した場合には、速やかに当財団に届け出るものとする。
- 【助成金対象団体の公表】 本助成金を交付した団体名及び事業内容を公表する。また、当該事業を公表する場合は、本助成金の交付を受けて実施した旨を明記するものとする。

4. 助成金の使途及び給付

- 助成金の使途は、交付対象事業に直接必要な経費及び固定資産の購入費とする。
- 給付額は、1 団体当たり 50 万円を給付(団体名義の口座に送金)する。
- 助成金は、助成金給付規定に従って対象団体からの請求をもって支給する。

5. 【提出資料】 ※資料のサイズは、A4 判にて提出

- ☐ 主たる事業の目的(発行 1 か月以内の履歴事項全部証明書の写し及び定款の写し)
- ☐ 事業実施体制及び活動内容・実績
- ☐ 事業計画書及び収支予算書
- ☐ 直前事業年度の財務諸表及び事業報告書
- ☐ 助成金の使途計画
- ☐ 他団体からの助成金等の受給状況
- ☐ その他、当財団が求めた資料

※ 上記の事項に同意の上、提出資料を添えて、子ども支援助成金給付を申請します。

申請日

2025 年 月 日

団体名

住所

電話 ()

メール

代表者名

印

送り先：公益財団法人 飯村平和財団 事務局 宛
〒320-0061 宇都宮市宝木町二丁目 880 番地
メール：info@iimura.foundation

(申請書・提出資料は、2025 年9月30日(火)までに財団事務局に必着のこと)